

～自然本来の力を活かす、「滋賀のいのちの守り」～生物多様性しが戦略(案) <概要版>

第1章 戦略の策定にあたって

- 1 生物多様性とは
 - いろいろな場所にはさまざまな生物が生息・生育している状態のこと。
 - 生態系の多様性 さまざまなタイプの生息・生育環境があること。
 - 種の多様性 多様な種の生物が生息・生育していること。
 - 遺伝子の多様性 同じ種の中でも地理的な変異や個体変異があること。
- 2 生物多様性の価値
 - 私たちの暮らしは、多様な生物のさまざまな働きによる「自然の恵み(生態系サービス)」に支えられている。
 - 供給サービス 食料や木材等の自然の恵み。琵琶湖の湖魚、郷土野菜等。
 - 調整サービス 山地災害防止、気候の緩和・調節、安全な飲み水の確保等。
 - 文化サービス 文化や芸術の対象。ニホロフナの鮎すし、近江八景等。
 - 基盤サービス 生命の生存基盤。食物連鎖を通じた物質循環や光合成による酸素供給等。
- 3 生物多様性の危機
 - 第1の危機 野生生物の捕獲や開発等による生息・生育環境の消失・劣化・分断など、直接的な人間活動による危機。
 - 第2の危機 利用されなくなった里山の荒廃や、竹林の拡大など、自然への働きかけの縮小により、二次的自然が維持されない危機。
 - 第3の危機 外来種や化学物質など、人間に持ち込まれたものによる危機。
 - 第4の危機 地球温暖化などの地球規模の環境変化による危機。
- 4 戦略策定の背景

<p>本県の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と人が調和した暮らしや文化 ・水環境保全への積極的な取組 ・しかし、近年、生物多様性の損失が進行 	<p>国内外の情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約の採択 ・生物多様性基本法の制定 ・愛知目標の採択 ・生物多様性国家戦略2012-2020の閣議決定
--	---

滋賀県らしい生物多様性地域戦略の策定
- 5 戦略の位置づけ
 - 「生物多様性基本法」第13条に基づく法定計画
 - 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」第8条に基づく基本計画
 - 「滋賀県環境総合計画」に基づく、本県の社会的・自然的条件に応じた生物多様性の保全および持続可能な利用に関する総合的かつ基本的な計画
 - 県が策定した各種の計画と整合・連携

第2章 理念と基本的な姿勢

1 理念

- ・ **自然本来の力を活かす、世代を超えて引き継ぐいのちの守り**
- 「守り」という言葉を、自然を人が管理するという考えではなく、自然の状態をよく見ながら、自然本来の力にゆだね、人間が必要な手を加えるという考え方で提案。
- 自然を、預かっただけのものとして、責任をもって次の世代に引き継ぐことが重要。
- 2 基本的な姿勢
 - (1) 暮らしと自然とのかわりに着目する
 - 自然に対するまなざしや自然とのかわり方の作法を学び、自然との関係の再構築が必要。地域ごとに独自性のある生態系・暮らしや文化の特性を活かすと同時に、行政界を越えた広域的な視点で取り組みを展開することが重要。
 - (2) 滋賀の地域特性を活かし、近隣府県も含めた広域的な視点をもつ
 - (3) 多様な主体の参加により、生物多様性の理解を助け、保全のための行動を促す
- 生物多様性の保全の取組には、幅広い視点が必要不可欠から、多様な主体の参加とそれらの有機的な連携が必要。

第3章 目標、計画期間および対象区域

- 1 目標
 - (1) 長期目標 平成62年(2050年)

滋賀らしい「自然と人のかかわり」のあり方を発展させることにより、生きものと人との共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会が実現されている。
 - (2) 短期目標 平成32年(2020年)
 - <短期目標Ⅰ> 生物多様性の危機に対して、緊急の取組が実施されている。
 - <短期目標Ⅱ> 社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組が進んでいる。
 - <短期目標Ⅲ> 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広まっている。
- 2 計画期間および対象区域
 - (1) 計画期間: 長期目標は、平成62年(2050年)頃の将来像を視野に入れ、短期目標は、平成32年度(2020年度)までの6年間
 - (2) 対象区域: 滋賀県全域

第4章 行動計画

短期目標	対応する行動計画
<p><短期目標Ⅰ> 生物多様性の危機に対して、緊急の取組が実施されている。</p>	<p>1 生物多様性の危機に対する取組</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生物との適切な関係を構築します ① 野生生物の保護(主として「減りすぎ」への対策)を進めます ② 外来種を含む野生生物の管理(主として「増えすぎ」への対策)を進めます ③ 飼養・栽培生物との適切な関係を構築します <p>(2) 生息・生育環境を改善します</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生息・生育地を保全・復元し、連続性を回復します ② 生息・生育環境に対する影響を低減します
<p><短期目標Ⅱ> 社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組が進んでいる。</p>	<p>2 生態系サービスの持続可能な利用</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域資源を活用し、地産地消を推進します (2) 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組を進めます
<p><短期目標Ⅲ> 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広まっている。</p>	<p>3 生物多様性に対する理解と行動の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県民の理解を促すための取組を進めます (2) 人材を育成し、ネットワークを構築します (3) 情報・知識の収集・分析と統合を進めます

第5章 戦略の着実な推進

- 1 主体ごとの役割
 - (1) 県: 施策の推進と多様な主体による活動の支援
 - (2) 市町: 戦略の策定や施策の展開、地域における活動の支援
 - (3) 県民: 生物多様性に対する理解と行動
 - (4) NPO等の団体: 保全・調査活動、地域におけるアトバイザー
 - (5) 事業者: 企業活動における環境負荷低減の促進
 - (6) 教育・研究機関: 環境教育等により理解を促す取組、調査・技術開発等
- 2 多様な主体の連携
 - 生物多様性保全活動支援センターや琵琶湖博物館環境学習センターなどの拠点を活用し、多様な主体間の連携を支援。
 - 生物多様性自治体ネットワークに参加する自治体や国との情報共有や連携・協力により、効果的な施策を展開。
- 3 戦略の推進と評価
 - 県庁内関係部局で構成される連絡会議を設置。情報共有と横断的な連携・協力を図りながら施策を推進。
 - 計画期間の中間点となる平成29年(2017年)に推進状況を点検し、数値目標を用いて評価を実施。
 - 滋賀県環境審議会および本戦略策定時に協力をいただいたワーキンググループの構成員や専門家会議の委員で構成される戦略推進組織を設置。施策に関する助言や推進状況について評価。
 - 本戦略は、20の愛知目標に対応するものとし、その達成に貢献するべく取組を実施。